



～男女がわかちあい ささえあひ 青森県～

新あおもり 男女共同 参画プラン **21**

青森県



男女が わかち合い ささえ合う 青森県

先人たちが築いてきた文化や歴史と、世界に誇る豊かな自然を享受しながら、活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女が、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合い、それぞれの能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要です。

県では、平成12年に「あおもり男女共同参画プラン21」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、各種法律・制度等の整備など社会情勢の変化へ対応しながら、一層の推進を図るため、この度、その改定を行いました。

この計画では、県と県民が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するための“よりどころ”として、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」という青森県のめざすべき男女共同参画社会像を設定しました。

今、県では、かつてない厳しい時代環境に直面していますが、青森県の未来を切り拓いていくため、自主自立の青森県づくりを進めることとし、暮らしやすさではどこにも負けない「生活創造社会」の実現に取り組んでいます。「男女共同参画の推進」は、その実現の重要な柱に位置付けられるものであり、共に地域に生きる、共に地球に生きるという観点から、男女が支え合い、一緒に進める社会を創っていくことが非常に重要であると考えています。

青森県のあらゆる分野で男女共同参画への取組が促進されるよう、市町村や民間団体等はもとより、県民の皆様のお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の改定に当たって、青森県男女共同参画審議会の委員の方々をはじめ県民の皆様、関係各位から貴重な御意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成19年3月

青森県知事 三村申吾

もくじ

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨	4
2 計画改定の背景	5
(1) 世界の動き	5
(2) 国内の動き	6
(3) 青森県の動き	8
3 時代の潮流と新たな課題	11
(1) 社会経済情勢の変化	11
(2) 国際化、高度情報通信社会の進展	12
(3) 地球規模の環境問題	13

第2章 計画の内容

1 基本的考え方	14
(1) 「男女共同参画社会」の実現	14
(2) 基本理念	14
(3) めざすべき青森県の男女共同参画社会像	15
(4) 性格・期間	15
(5) 推進にあたって	16
2 基本目標及び重点目標	17
○基本目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	17
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	17
重点目標2 女性の人材養成と情報の提供	19
○基本目標Ⅱ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	20
重点目標3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	20
重点目標4 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進	22
重点目標5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	24
重点目標6 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	25
重点目標7 青森県男女共同参画センターの充実	27
○基本目標Ⅲ 男女の人権が推進・擁護される社会の形成	28
重点目標8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	28
重点目標9 メディアにおける男女共同参画の推進	29
重点目標10 生涯を通じた男女の健康支援	30

○基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	32
重点目標11 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	32
重点目標12 多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実	34
○基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	36
重点目標13 国際交流・国際協力の推進	36
重点目標14 地球環境保全活動の推進	37
3 計画の体系図	38

第3章 計画の総合的な推進

1 県の推進体制の充実	40
2 市町村との連携強化	41
3 国、都道府県との連携	41
4 関係機関、民間団体、企業等との連携	42
5 県民への期待	42
6 計画の進行管理	42

附属資料

1 青森県男女共同参画推進条例	45
2 青森県附属機関に関する条例（抜粋）	47
3 青森県男女共同参画審議会委員名簿	49
4 青森県男女共同参画推進本部設置要綱	50
5 男女共同参画社会基本法	52
6 あおもり男女共同参画プラン21策定及び見直し経過	56
7 男女共同参画の推進に関する年表	58

計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

1946（昭和21）年に制定された日本国憲法は、すべての国民が個人として尊重され、性による差別はもとより、いかなる差別も受けることなく生きる権利を「基本的人権の尊重」として保障しています。この憲法の理念に基づいた男女平等社会の実現をめざした我が国の取組は、国連など国際的な取組に後押しされながら男女平等に向けた法律や制度の整備が進められてきました。

1975（昭和50）年の国際婦人年に始まる世界や国内の動きを背景に、本県では、1980（昭和55）年5月に「青森県婦人行動計画」、1989（平成元）年7月には「新青森県婦人行動計画」を策定し、それらを指針としながら、男女が互いに能力を認め合い、パートナーとして尊重し合う男女共同参画社会の実現をめざすとともに、女性問題解決のための諸施策を総合的に推進してきました。

とりわけ、この20年の中では、女性のエンパワーメント*や男女の意識改革をねらいとする各種研修、啓発、学習活動などを重点的に推進したことにより、男女共同参画の視点から諸活動に取り組む女性のネットワークが大きく広がるとともに、そうした活動に積極的に参加する男性やそれらの活動を支援する市町村も目立つようになりました。また、県の審議会等への女性登用率などにも変化が見られました。

このように、男女共同参画に関する意識の向上や社会制度上の改善が行われ、女性の社会進出も進んできていますが、依然として女性の賃金や待遇面では男性に比べ低い水準にあるほか、農林漁業等の自営業に携わる女性の労働に対する評価や政策・方針決定過程への参画は十分とはいえず、また、女性の家事・育児・介護における負担がまだまだ大きいなど、様々な分野において解決すべき課題が依然として残されていることが指摘されています。

女性も男性も互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、本県では2000（平成12）年1月「青森県男女共同参画基本計画—あおり男女共同参画プラン21—」（以下「あおり男女共同参画プラン21」という。）を策定し、その後、「青森県男女共同参画推進条例」（平成13年7月4日）の制定や国の「男女共同参画基本計画」（第1次）（平成12年12月）が策定されたことから、これらの施策の方向性と整合性を図り、2002（平成14）年6月「あおり男女共同参画プラン21（改訂版）」として改訂し、これを県の男女共同参画の推進に関する基本計画として位置づけました。

今般、その計画期間が平成18年度までとなっていることから、国の「男女共同参画基本計画」（第2次）の閣議決定（平成17年12月）など、その後の社会状況の変化や本県の現状を踏まえて、「あおり男女共同参画プラン21」を改定するものです。

女性のエンパワーメント empowerment

女性が自らの意志と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。

2 計画改定の背景

(1) 世界の動き

① 国際婦人年

1945(昭和20)年に発足した国際連合は、国連憲章、世界人権宣言などを採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、1946(昭和21)年には、国連に婦人の地位委員会を設置し、法律及び事実上の男女平等達成のために努力してきました。

しかしながら世界の人口の半分を占める女性の力が十分活用されていない国際的状况から、国連において女性の地位向上のために世界的規模の行動を行うべきことが提唱され、1975(昭和50)年を国際婦人年とし、目標達成のため世界的な行動を行うことが決定されました。

② 女子差別撤廃条約

1980(昭和55)年デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年中間年世界会議」では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(略称：女子差別撤廃条約)の署名式が行われました。

この条約は、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる分野で男女平等を達成するために必要な措置を定めています。さらに、固定的性別役割分担意識や女性に対する偏見を解消するための施策など、国が講ずるべき手だてを具体的に規定しています。

③ 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

1985(昭和60)年には、「国連婦人の十年最終年世界会議」がケニアのナイロビで開かれ、「国連婦人の十年」の取組に対する評価と見直しが行われました。この会議では、「国連婦人の十年」の目標である、「平等・開発・平和」を継続するとともに、それに対する具体的、多角的戦略が必要であるとして、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(略称：ナイロビ将来戦略)を採択しています。

④ 第4回世界女性会議

1995(平成7)年に、「第4回世界女性会議」が中国の北京においてアジアで初めて開催され、女性問題解決に向けて、西暦2000(平成12)年までの国際的な指針となる「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(予定表)である」とされており、12の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を示しています。

⑤ 国連特別総会「女性2000年会議」

2000(平成12)年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005(平成17)年までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどが盛り込まれました。

⑥ 第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)

2005(平成17)年に、ニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及

び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認して、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

(2) 国内の動き

① 「婦人問題企画推進本部」設置と「国内行動計画」の策定

日本国内においては、国際連合をはじめとする女性問題に関する世界的な取組に呼応して、政府や民間団体が、活発な活動を展開してきました。政府は「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため、1975（昭和50）年に「婦人問題企画推進本部」を総理府内に設置し、1977（昭和52）年には、「国内行動計画」を策定して、向こう10年間の女性問題解決についての目標を明らかにしました。

② 女子差別撤廃条約の批准

1981（昭和56）年には、「国内行動計画後期重点目標」を決定し、「女子差別撤廃条約」を批准するための諸条件の整備を最重点課題として掲げました。

男女雇用機会均等法をはじめとする法制面の整備を進め、家庭科教育のあり方の検討等を行って、1985（昭和60）年に日本は72番目の批准国となりました。

③ 新国内行動計画の策定

1987（昭和62）年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、21世紀における社会の安定と発展の実現に向け、男女を問わず多様な価値観に基づいて、個人が自己の人生を主体的に選択するとともに、男女がその能力を十分に発揮し、社会の発展を支えていく新たな社会システムが不可欠であるとして、「男女共同参加型社会システムの形成」をめざすこととなりました。

さらに、1991（平成3）年には、「新国内行動計画」の第一次改定を行い、総合目標の「共同参加」を、企画の段階からの関与が必要であるとして「共同参画」*に改め、「男女共同参画型社会」の形成をめざすこととしました。

国際的にもナイロビ将来戦略の実施のペースを早めることが求められ、政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で情報化、地球規模化の進展がみられており、今世紀最後の10年に日本の女性問題への取組は、さらに積極的に推進されることとなりました。

「参加」から「参画」へ

「参加」は仲間として加わることですが、「参画」は、単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自らの意思で加わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという主体的かつ積極的な態度や行動を言います。

④ 「男女共同参画推進本部」の設置

1994（平成6）年に、「婦人問題企画推進本部」の任務を発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」（本部長内閣総理大臣）及び、総理府大臣官房に「男女共同参画室」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として、「男女共同参画審議会」を設置して、国の推進体制を拡充、強化しました。

⑤ 「男女共同参画2000年プラン」の策定

1995（平成7）年に、「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や、1996（平成8）年7月に男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、同年12月、新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12（西暦2000）年度までの国内行動計画」を策定し、政府が男女共同参画社会実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

⑥ 法律に基づく審議会の設置

1997（平成9）年4月、それまでの政令に基づく男女共同参画審議会に代わり、男女共同参画審議会設置法に基づいて、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する「男女共同参画審議会」を設置し、推進体制の整備が行われました。

⑦ 「男女共同参画社会基本法」の施行

1998（平成10）年、政府は、男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関し基本的な方針・理念等を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした、男女共同参画社会基本法（仮称）の検討を行った男女共同参画審議会から最終の答申を得ました。翌年2月には、通常国会に法案を提出し、同年5月参議院、6月衆議院で可決・成立し、6月に施行されました。

⑧ 「男女共同参画基本計画」の策定

1999（平成11）年8月、内閣総理大臣より男女共同参画審議会に対し、男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問がなされ、これに対して翌年9月「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」が答申されました。政府は、この答申を受けて、男女共同参画2000年プランの進捗状況を勘案し、女性2000年会議の成果なども踏まえつつ、2000（平成12）年12月、「男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画にかかる初めての法定計画です。

⑨ 中央省庁等改革における国内推進体制の整備・機能強化

2001（平成13）年1月の中央省庁等改革において、新たに設置された内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置されるなど、男女共同参画に向けた推進体制が格段に充実・強化されました。

⑩ 関連法規の整備

男女共同参画社会の形成を推進する総合的な法制度や体制の整備は、1997（平成9）年に男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法が改正され、女性が職場でより活躍できるよう、また、男女とも職業生活と家庭生活を両立できるよう必要な制度が整備されました。2000（平成12）年には、介護保険法が施行され、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みが整えられました。

また、女性に対する暴力に対して、2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）の公布

(2002(平成14)年4月より完全実施)及び2004(平成16)年の改正などの法整備が行われてきました。

⑩ 男女共同参画基本計画(第2次)

国は、2005(平成17)年7月、男女共同参画会議から「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方 ―男女が共に輝く社会へ―」の答申を受け、同年12月に、男女共同参画基本計画の改定を決定し「第2次」としました。

総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第1部において、男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項を示し、第2部において、施策の目標、基本的方向及び具体的な施策の内容を示しました。第3部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示しました。

(3) 青森県の動き

① 女性・男女共同参画行政にかかる専管課の設置

国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画策定を背景に、1977(昭和52)年、女性行政担当窓口を生活福祉部児童家庭課に決定し、女性にかかる施策の調整を図ることとしました。

1980(昭和55)年4月、女性行政の総合調整を図るため企画部に「青少年婦人室」を設置し、翌年4月には同室を企画部から生活福祉部へ移管、1993(平成5)年4月には「青少年女性課」に改組し、1996(平成8)年4月には、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため、女性に関する行政を専門に担当する専管課として「女性政策課」を新設しました。

女性政策課は、1997(平成9)年4月の組織再編に伴い、生活福祉部から環境生活部に移管となり、2000(平成12)年には「男女共同参画課」に名称変更しました。

また、翌年6月には、本県の男女共同参画推進の拠点となる「青森県男女共同参画センター」を設置し、県民への啓発や学習事業、情報提供、相談などを行ってきました。

さらに、2002(平成14)年には「男女共同参画課」を「青少年・男女共同参画課(男女共同参画グループ)」に改組しました。

② 庁内推進体制の強化

1980(昭和55)年6月、女性問題に関する本県行政の各分野における施策の総合的推進を図ることを目的として、女性行政関係課で構成する「青森県婦人問題行政連絡会議」を設置しました。

1996(平成8)年4月には「青森県婦人問題行政連絡会議」を「青森県女性行政推進連絡会議」と改称し、2000(平成12)年4月には「青森県女性行政推進連絡会議」を「青森県男女共同参画推進連絡会議」に改称しました。

さらに、2003(平成15)年10月には、庁内に「青森県男女共同参画推進本部」を設置しました。

③ 「男女共同参画審議会」の設置

1979(昭和54)年、青森県婦人行動計画を策定するための検討機関として県内各界各層の有

識者からなる「青森県婦人問題対策推進委員会」を設置しました。

1996（平成8）年7月には「青森県婦人問題対策推進委員会」を「青森県女性政策懇話会」に改称しました。

2001（平成13）年11月には「青森県女性政策懇話会」に代わり、「青森県男女共同参画推進条例」に規定された「青森県男女共同参画審議会」を新たに設置しました。

④ 「青森県婦人行動計画」の策定

1980（昭和55）年5月、本県における女性にかかる施策の基本的方向を示す「青森県婦人行動計画」を策定し、翌年の6月には、この婦人行動計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動計画推進計画」を策定しました。

1986（昭和61）年3月、青森県婦人行動計画の計画期間終了後も引き続き計画目標達成のための女性行政の推進が図られるよう、青森県婦人問題対策推進委員会から「青森県の婦人対策に関する提言」が県に提出されました。

⑤ 「新青森県婦人行動計画」の策定

1989（平成元）年7月、県は、「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、青森県婦人問題対策推進委員会から提出された提言及び国の新国内行動計画の趣旨を踏まえ、高齢化の急速な進行、技術革新、情報化、国際化の進展など2000（平成12）年に向けて社会環境の変化に対応する「新青森県婦人行動計画」を策定しました。

⑥ 「あおり男女共同参画プラン21」の策定

「新青森県婦人行動計画」は、全体として概ね順調に進捗してきましたが、国において1996（平成8）年12月に新しい行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、1999（平成11）年6月23日には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたこと、また、本県でも1997（平成9）年に「新青森県長期総合プラン」が策定され、その中に「男女共同参画社会推進構想」が戦略プロジェクトとして掲げられたことなどに伴い、これらとの整合性を図る必要が生じてきたことから、社会環境の変化、とりわけ女性を取り巻く諸情勢の変化にも対応しながら2000（平成12）年1月「あおり男女共同参画プラン21」を策定しました。

⑦ 「青森県男女共同参画推進条例」の制定

2001（平成13）年7月、国の「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、本県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

⑧ 基本計画としての位置づけ

「あおり男女共同参画プラン21」の策定後に国の「男女共同参画基本計画」及び「青森県男女共同参画推進条例」が制定されたことから、2002（平成14）年6月、これらの施策の方向性との整合性を検証し、必要に応じた追加・補筆作業を行った上で同プランを改訂し、県の男女共同参画の推進に関する法定の基本計画として位置づけました。

また、県では、2004（平成16）年12月、本県の課題を解決するとともに可能性をさらに発展させ、21世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県づくりを進めていくための将来像として「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」を掲げた県の新たな基本計画

「生活創造推進プラン」を策定し、男女共同参画の推進を、県がめざす5つの社会像を実現するための仕組みづくりに位置づけました。

⑨ 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」の策定

国の「配偶者暴力防止法」第2条の3第1項の規定及び県の「生活創造推進プラン」の男女共同参画の推進を図る取り組みに基づき、2005（平成17）年12月、配偶者からの暴力のない社会をめざし、暴力の現状やDV防止、支援制度等についての計画を策定しました。

⑩ 「苦情処理制度」の開始

2006（平成18）年4月、「青森県男女共同参画審議会」に苦情等部会が措置され、青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度を開始しています。

⑪ 「あおり男女共同参画プラン21（改訂版）」の見直し・改定

「あおり男女共同参画プラン21」は、計画の期間が2000（平成12）年1月から2006（平成18）年度までであることと併せ、県の「生活創造推進プラン」及び国の「男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性、関係法令の改正等も勘案し、各種調査やパブリック・コメントに示された県民の意向、「青森県男女共同参画審議会」の審議等を踏まえて、2007（平成19）年3月県の男女共同参画の推進に関する基本計画として必要な改定を行いました。

3 時代の潮流と新たな課題

(1) 社会経済情勢の変化

① 人口構造の変化

青森県でも少子高齢化が急速に進んでいます。本県の15歳未満の人口は、2000（平成12）年の国勢調査では、223,141人で、総人口に対する割合は15.1%でしたが、2005（平成17）年の国勢調査では、198,959人で、総人口に対して13.8%となりました。一方、本県の65歳以上の人口は、2000（平成12）年の国勢調査では287,099人で、総人口に対する割合は19.5%でしたが、2005（平成17）年の国勢調査では、326,562人で、総人口に対する割合が22.7%に増加しています。

このような高齢社会を迎えて、65歳以上の高齢親族のいる世帯は、2005（平成17）年の国勢調査では、218,280世帯（一般世帯の42.7%）で、2000（平成12）年に比べ21,607世帯（11.0%）増加しています。

また、厚生労働省がまとめた「完全生命表（05年）」によると日本人男性の平均寿命は78.56年、女性は85.52年で、その差は6.96年となっています。

このような高齢者世帯等の実態や平均寿命の男女比率は、高齢者の介護を例にとっても、女性にとって深刻な問題を抱え込むことにもなります。

こうした課題に対応するためにも、男女共同参画を促進し、社会的支援体制を整備・充実することにより、介護等の負担軽減を図るとともに、高齢期の男女が自立し、充実した生活を送ることができるよう支援することが求められています。

② ライフスタイル、家族形態の多様化と地域社会の役割

生活水準の向上や価値観の多様化に伴い、人々のライフスタイルも多様化、個性化してきています。

女性は、家庭中心の生き方から、結婚・出産後も職業を続けたり、結婚・出産にこだわらずに自分なりの自由で自立した生き方を選択する人が増えています。男性の中にも、これまでの仕事中心の生き方から、個人としての生きがいや家族とのふれあいを重視する生き方を求める人が増えてきています。こうした個人のライフスタイルの変化を反映して、家族形態の多様化も進んでいます。本県でも、従来多数を占めていた三世代同居世帯の割合が減少し、代わって、若者と高齢者の単身世帯、夫婦のみの世帯、ひとり親と子ども世帯の増加が目立っています。

このような情勢の中で、個人や家族が実際に日常生活を送る場である地域社会には、これまでとは異なる新たな役割が期待されています。環境問題、住宅問題などへの対応に加えて、高齢者介護、子育て支援など地域社会が主体となって取り組むべき課題が山積しています。

こうした変化を踏まえ、だれもが個人として尊重され、一人ひとりの価値観に基づいて豊かで充実した生活を送ることができるようしていくためには、男女がともに、家庭生活と職場および地域社会におけるそれぞれの役割と責任を、バランスよく果たすことができるような条件を整備することが不可欠です。

③ 就業構造の変化

本県の2005（平成17）年の労働力人口は約74万8千人で、そのうち女性の労働力人口は約

32万7千人と、労働力人口全体における女性の割合は4割強を占めています。

女性の労働は、農業を中心とした家族労働が大きな部分を占めていましたが、近年の産業構造の変化、高学歴化などにより卸売業、小売業、サービス業を中心とする第3次産業に従事する割合も大きくなっています。

しかし、年齢別労働力率をみると、女性の場合依然として、出産・育児期に当たる30歳代前半が谷となるM字型を示しています。30代後半からは、子育てを終えた女性が再就職するため労働力率が増加していますが、再就職においては、必ずしも雇用環境の整備が十分とはいえない状況です。

働く女性が増えて、経済力は向上しましたが、根強く残る固定的な性別役割分担意識のもとで、家事・育児等の責任の多くを女性が担っている現状においては、働く女性の多くは「仕事も家庭も」という二重の負担を背負っているのが現状です。

さらに、情報機器や通信ネットワークの普及は、専門的な職種の増加やテレワーク（情報通信を活用した在宅勤務やオフィスを郊外に分散させたサテライトオフィスなどの遠隔型勤務形態）など、就業形態、勤務形態の多様化が進んでいます。

こうした中で、最近では非正規雇用の占める割合が増加し、より格差が拡大する傾向が見られます。こうした状況を踏まえて今後一層、男女差別のない労働条件の整備や職業能力開発の推進など多様な就業に対する環境整備が求められています。

(2) 国際化、高度情報通信社会の進展

国際化の進展は、既に個人レベルにまで拡大しています。

本県の2004（平成16）年の海外への出国数は、51,863人でした。1995（平成7）年に、青森～ソウル便及びハバロフスク便の国際定期便が青森空港に就航するなど、15年前（平成元年）の約1.8倍に増加しています。

世界的な規模での人的移動の活発化に伴う、地球時代の到来に際して、文化や芸術、学術、教育などの幅広い分野での交流を広げていくことで、異なる文化や習慣を持つ国や地域の人々との相互理解が進んでいます。

そうした諸活動の国際化は、多様な生き方や新しいライフスタイルを生み出すなど、県民生活に様々な影響を及ぼすようになってきています。また、人口や環境など地球規模の問題も、県民に身近な問題として地域レベルでの対応を図ることが求められてきています。

こうした地球規模の問題の解決は、女性の参画によって十分な成果があげられるものであり、同時に、女性の地位向上を進めるためには不可欠な条件であるとの認識が深まっています。

県民一人ひとりが、青森県の特色を生かした諸外国との交流・連携により、国際的な視野に立って男女共同参画のあり方を考えていく必要があります。

また、今日の高度情報化社会の進展は、わたしたちのライフスタイルに大きな影響を及ぼしており、社会基盤整備や多様な社会サービスの提供において情報通信技術の活用が常に意識されるようになってきました。職場や家庭、日常のあらゆる場面において、様々な情報を瞬時に受・発信できるようになり、地球の隅々まで情報のネットワークが構築されつつありますが、このような中での「情報格差」が男女間においても新たな問題として取り上げられています。

(3) 地球規模の環境問題

私たちの豊かで便利な生活は、資源やエネルギーを大量消費するなど、地球環境に大きな負荷を与えてきました。このため、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球的な規模の問題が顕在化し、人類を含むあらゆる生命の生存基盤である地球環境の微妙なバランスが崩れつつあります。

地球環境問題への国際的な取組としては、1972（昭和47）年のストックホルムでの「国連人間環境会議」に端を発し、1992（平成4）年のリオ・デ・ジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で、人と国家の行動原則等が採択され、国際的な取組が推進されています。

このような問題解決のために、大量生産、大量消費、大量廃棄といった従来の経済活動のあり方やライフスタイルを見直し、男女が地球環境市民としての自覚を持って、「Think Globally, Act Locally（地球規模で考え、足元から行動する。）」の実践に向けて、地球環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するために、地域から行動を起こしていく必要があります。

1 基本的考え方

(1) 「男女共同参画社会」の実現

日本国憲法では、国民の基本的人権の保障、個人の尊重、両性の平等をうたっています。女子差別撤廃条約においても、女性に対する差別が「権利の平等」と「人間の尊厳の尊重」の原則に反するものとしています。

性による差別を撤廃し、人間としての尊厳と男女の実質的平等を確保することは、全ての人々の人権の確立へとつながるものです。

「男女共同参画社会基本法」においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置づけています。

男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題です。

(2) 基本理念

この計画の基本理念は、青森県男女共同参画推進条例に掲げられている以下の5つです。

- 1 性別による差別の禁止、個人として能力を発揮できる機会の確保、夫婦・男女間の暴力の根絶
その他男女の人権の尊重
- 2 社会における制度及び慣行についての配慮
- 3 県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活への共同参画と、家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女が互いの身体的特徴を理解し合うことによる、生涯にわたる健康と権利の尊重

(3) めざすべき青森県の男女共同参画社会像

県では、2004（平成16）年に新しい青森県づくりの基本計画「生活創造推進プラン」を策定し、確かな未来を拓く自主自立の青森県づくりを進めていくための将来像として「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」を掲げています。生活創造社会とは、暮らしやすさではどこにも負けない地域づくりをめざすことです。

そして、生活創造社会を実現するために次の5つの社会像を掲げて取組を進めています。

- I 青森の豊かさを知り、夢をもって未来を拓く社会
- II いきいきと働ける豊かな社会
- III 健やかで安心して暮らせる社会
- IV 環境と共生する循環型社会
- V 安心・安全で快適な社会

「男女共同参画の推進」は、これらの青森県がめざす5つの社会像を実現するための仕組みづくりに「社会参加と協働の推進」とともに位置づけられました。

あらゆる分野での男女共同参画社会の実現は、生活創造社会の実現につながります。

この計画では、めざすべき青森県の男女共同参画社会像として「大目標」を設定し、県と県民が一体となって取組を推進するための“よりどころ”とします。

【大目標】

「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」

(4) 性格・期間

① 計画の性格

この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」（平成11年、法律第78号）の第14条で、各都道府県が男女共同参画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定める「都道府県男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、「青森県男女共同参画推進条例」策8条に基づく基本計画として位置づけられるもので、男女共同参画社会の実現に向けて青森県が取り組むべき具体的な目標と施策を明らかにするものです。

また、本県の課題を解決するとともに可能性をさらに発展させ、「あおり男女共同参画プラン21」（改訂版）や国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「青森県男女共同参画推進条例」との整合性のほか、関係法令の改正等への対応、県民の意向や「青森県男女共同参画審議会」の審議等を踏まえたものです。

② 計画の期間

この計画は、2007（平成19）年度から2011（平成23）年度までの5か年間を具体的施策の展開・推進期間とします。ただし、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行うことにしています。

(5) 推進にあたって

この計画の具体的推進にあたっては、県の他の施策の計画や基本理念との整合性を図るとともに、すべての行政分野に男女共同参画の視点が活かされるよう配慮します。

すでに、高校生への副読本「コラボ」の作成など、学校教育の場での普及啓発も積極的に行ってききましたが、今後も広く県民、市町村、企業、団体等の理解と協力を得るとともに、職場、家庭、地域などでの自主的活動と積極的な参加を働きかけます。

また、2001（平成13）年6月に開館した青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおもり）は、2006（平成18）年4月から指定管理者制度*が導入され、運営が民間事業者に委託されましたが、今後も本計画の推進の拠点施設として、情報収集・提供、啓発・学習、相談など本県の男女共同参画社会の実現に向けて一層取り組みます。

指定管理者制度

地方自治法に基づき、都道府県又は市町村が公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めて、当該公の施設の管理を、株式会社・民間業者などの団体にもさせることができるというもの。

2 基本目標及び重点目標

基本目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

議会議員や審議会委員、管理職など政策・方針決定過程への女性の参画は男女共同参画社会の実現に向けた社会システムづくりの根幹をなすものです。

しかしながら、我が国は、国際的にもそうした分野での立ち遅れが指摘されており、早急な取組が求められています。政治、職場、学校、メディア、地域社会など公的・私的のあらゆる分野への女性の参画が拡大するよう、女性のエンパワーメント支援を進めます。

各地で活躍する人材を発掘するなど、人材に関する情報を収集整理し関係者に積極的に提供するとともに、政治や行政に関する基本的な知識や課題について理解を深める研修会を開催し、政策・方針決定過程に参画できる人材を養成するなど、参画への意欲の醸成に努めます。

重点目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

〈現状と課題〉

県が設置する審議会等の委員の女性の登用率については、新青森県婦人行動計画（平成元年7月）に掲げた2000（平成12）年度末までの登用目標15%を1997（平成9）年に達成し、その後は目標を30%として登用促進に努めた結果、2000（平成12）年9月には30.6%を達成し、2001（平成13）年3月末には、31.1%と全国1位となりました。

その後、2003（平成15）年10月に青森県男女共同参画推進本部を設置し、「あおり男女共同参画プラン21」を着実に推進していくための指標目標として県審議会等の女性委員比率50%を掲げて登用促進を図っていますが、法律等により委員の9割以上が充て職となっている審議会を除いた割合は、2006（平成18）年4月現在40.4%となっています。今後とも目標達成に向けて幅広い人材登用に取り組む必要があります。

県職員に占める女性職員の割合は、2006（平成18）年4月で28.0%と3割近くになっています。主査級以上の役付職員に占める女性職員の割合は、1995（平成7）年の11.4%から2006（平成18）年には21.2%と伸びています。今後も、県行政の意思決定過程への女性職員の参画を促進するため、多様な分野において女性職員の管理職等への積極的な登用を推進する必要があります。

市町村における審議会等の委員の女性の登用率は、2002（平成14）年3月末の県平均19.9%から2006（平成18）年4月には21.5%と年々伸びているものの、市町村間での格差が少なくありません。また、女性職員の管理職への登用も総じて少数に止まっています。

市町村における審議会等委員への女性の参画や女性職員の管理職等への登用、職域の拡大などについて、一層の推進が必要です。

男女の雇用にかかわる法律・制度の整備に伴い、一部の企業や労働組合・各種団体等においては、管理職・主要役職等への女性登用を積極的に進める動きが見られます。しかし、依然として昇進等に関する男女間格差が少なくないことから、法の趣旨・内容の定着を一層進める必要があります。

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性自身の参画意欲を高めるとともに、ポジティブ・アクション*による積極的な登用が望まれます。また、参画状況を定期的に調査・把握して、具体的方策を検討していく必要があります。

ポジティブ・アクション Positive action

積極的参画推進措置、積極的差別(格差)是正措置あるいは格差是正のための暫定的な特別措置などと訳され、過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団(女性や人種のマイノリティー)に対して、政治や就学・就労などの参画の機会を確保するため割当枠や目標値を設定するなど一定の範囲で特別な機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のことです。男女共同参画社会基本法第2条で「積極的改善措置」として規定されている。

〈施策の方向〉

1 審議会等の委員への女性の参画拡大

① 県が設置する審議会等の委員への参画促進

2 県における女性の職員の積極的登用促進

② 県における女性の職員の登用促進

3 市町村における女性の参画促進の要請

③ 市町村に対する審議会等委員への女性の参画促進の働きかけ

④ 市町村に対する女性職員の登用の働きかけ

4 企業や各種団体等における女性の参画促進の要請

⑤ 企業や各種団体等に対する女性の参画促進の働きかけ

5 女性の多様な参画を可能にする環境醸成

⑥ 女性の多様な参画を可能にする環境醸成

6 政策・方針決定過程への参画に関する調査・研究の実施

⑦ 女性の参画状況に関する調査・研究の実施

重点目標2 女性の人材養成と情報の提供

〈現状と課題〉

県では、女性の社会参画を進めるため、社会教育や農業・労働・福祉など各分野にわたって啓発・学習やリーダー育成の事業を重点的に推進してきました。

県が実施する人材養成事業への参加を契機に、地域社会づくりのリーダーや議員活動に積極的に踏み出す女性が増えつつあります。1999（平成11）年度から開催している「あおり女性大学」からは、6期で85人が修了し、2006（平成18）年8月現在、県の審議会委員等には20人、市町村の審議会委員等には34人（重複あり）が登用されています。

このため、今後も女性がその能力を開発し、発揮することができるよう、学習機会の拡充と内容の充実に努める必要があります。

また、地域社会づくりに実際に参加し、地域活動を体験していく中から女性自身の参画能力を向上させていくよう、自主的な学習を支援する必要があります。

各種審議会等をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために、関係機関と連携、協力しながら、女性の人材に関する情報を収集し、提供できる体制を充実する必要があります。

〈施策の方向〉

1 政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成

- ① 政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成
- ② 高等教育機関における人材養成

2 女性人材情報の充実と活用

- ③ 女性人材情報の充実と活用

基本目標Ⅱ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

職業生活において、働く女性が多様な職場に進出し、その地位を確立できるよう、女性自身の職業能力を一層高めるとともに、家事・育児・介護などの家庭責任を男女がともに担うための支援を進めます。

農林水産業や自営の商工業において、重要な役割を果たしている女性が、持てる能力を十分に発揮し、正当に評価され、意思決定過程に参画できるような男女共同参画を推進します。

従来、女性はその中心的役割を果たしてきた家庭生活に、男性も積極的に参画できるようこれまでの働き方を見直し、男女ともに多様な生き方を可能にし、男女共同参画社会の実現に向けて、職場・家庭・地域において調和のとれた生活をおくり、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる環境づくりを進めます。

年齢や障害の有無にかかわらず、男女ともに基本的人権を侵害されることなく、安心して充実した生活を送ることができる環境の整備を進めます。

男女共同参画の視点に立った諸活動の拠点施設となる青森県男女共同参画センターの充実に努めます。

重点目標3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

〈現状と課題〉

女性の職場進出が進む中で、本県の女性就業者は年々増加し、雇用労働者の4割が女性となっています。しかし、賃金や募集・採用・昇進の面で男女の格差が依然として残されています。

1985(昭和60)年に、勤労婦人福祉法の一部が改正され男女雇用機会均等法が制定されました。1997(平成9)年の改正では、雇用管理の全ての段階における女性差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント*防止、ポジティブ・アクションが新設されました。2006(平成18)年には、男女双方に対する性差別禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産についての不利益取り扱いの禁止などの改正がされました。

また、育児・介護休業法、パートタイム労働法が新たに施行され、さらに男女共同参画社会基本法(平成11年)、配偶者暴力防止法(平成13年)、次世代育成支援対策推進法(平成15年)など男女平等のためのトータルな法整備が進んできました。今後は、実質的な男女平等の実現に向けて、法令、制度の周知を図り、男女労働者間の格差解消のための企業労使の積極的な取組が求められます。

男女労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り、女性労働者がその能力を十分に発揮出来るようにするためには、企業のポジティブ・アクションの促進が重要です。

女性が働きながら安心して子どもを産むことのできるよう、職場環境を整備するとともに、女性の妊娠中及び出産後の健康保持への一層の配慮が必要です。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、人権を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるとともに、企業にとっても職場秩序や仕事の円滑な遂行が阻害され、社会的評価にも影響を与えることから、企業等に対して、職場のセクシュアル・ハラスメントの未然防止のための取組をこれまで以上に働きかける必要があります。

女性労働者の職域拡大を図り、その能力を十分発揮できるようにするためには、個々人の就業能力を高めていくことも重要であり、女性の能力開発等への支援が必要です。

特に、育児や介護等を主たる理由に離職した女性の再就職は、総合的な支援が必要です。

様々な分野で女性の起業家が活躍することは、地域社会や経済の活性化にもつながります。アイデアと意欲がある女性に対して、ノウハウの修得や資金確保などへの支援対策の充実を図る必要があります。

パートタイム労働や派遣労働、在宅勤務等、就業形態の多様化が進んでいますが、パートタイム労働や派遣労働などは不安定な労働条件のもとに置かれていることもあり、その改善が課題となっています。

セクシュアル・ハラスメント Sexual harassment

いわゆる「セクハラ」、性的嫌がらせをいいます。
相手の意に反した性的な発言や行動、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれます。セクハラは、性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為であることを正しく認識する必要があります。

〈施策の方向〉

- 1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇確保のためのポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進
 - ① 男女雇用機会均等法の定着促進
 - ② 労働相談の実施
 - ③ 労働者福祉の向上
 - ④ 企業によるポジティブ・アクションの促進
 - ⑤ 調査・研究
 - ⑥ 労働環境・作業環境の改善
- 2 母性健康管理対策の推進
 - ⑦ 母性健康管理対策の推進
- 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ⑧ 県機関における防止対策の推進
 - ⑨ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

4 女性のチャレンジ支援*事業の推進

- ⑩ 再チャレンジ支援
- ⑪ 女性に対する能力開発等の支援
- ⑫ 女性の起業家への支援

5 多様な働き方を可能とする就業条件の整備

- ⑬ パートタイム労働者の労働条件の向上
- ⑭ 派遣労働者の労働条件の向上

女性のチャレンジ支援

女性が、①政策・方針決定過程に参画し活躍することを目指す、②起業家・研究者等の従来女性の少なかった分野への進出、③子育て・介護等でいったん仕事を中断した女性のチャレンジを支援するなどのための、ポジティブアクションの推進、身近なチャレンジモデルの提示、チャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備などがあります。

重点目標4 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進

〈現状と課題〉

農林水産業や自営の商工業に従事する女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。しかし、これら女性の多くは独自の報酬を得ておらず、経営や事業運営の方針決定等も男性中心に行われることが多いなど、女性の果たす役割が十分認識・評価されていない状況にあります。

農林水産業や自営の商工業に携わる女性の果たしている役割に対する適正な評価と働きに応じた所得・報酬を確保し、資産の形成等を図るため、家族員相互のルールとしての家族経営協定*について、その普及と充実に努める必要があります。

また、生産組織や組合の委員・役員として、方針決定の過程へ参画する女性は依然として少ないため、女性自身の参画意識を高めるとともに、男性を含めた地域の意識改革や女性の能力の向上等を図りながら、方針決定の過程への女性の参画を進めていくことが必要です。

農林水産業や自営の商工業は家族経営が多く、生活と経営が密接につながっていることから、労働時間や休日等が不明確となりがちです。このため、適切な労働時間や定期的な休日の確保など就業条件の整備を図ることにより、だれもが充実感を持って働ける環境づくりを進めることが必要です。

農山漁村の女性が、農林水産物の生産や加工・販売だけでなく、経営や運営に積極的に参画していくためには、広域的なネットワークづくりや都市部の女性との交流を促進することが必要です。

家族経営協定

個々の世帯員が対等の立場で共同して経営体づくりとその運営に参画できるように、家族農業経営を構成するそれぞれの家族間において、就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを行うこと。

〈施策の方向〉

- 1 女性の労働に対する適正評価とあらゆる場における意識と行動の変革
 - ① 固定的な役割分担意識の是正
 - ② 社会的機運の醸成・高揚
 - ③ 女性の労働に対する適正評価の促進

- 2 意思決定の過程への参画促進
 - ④ 方針決定過程への女性の参画の促進

- 3 家族経営協定の締結促進
 - ⑤ 家族経営協定の締結促進

- 4 女性の経済的地位と能力の向上
 - ⑥ 技術・経営管理能力の向上及び労働条件の整備

- 5 男性の家事・育児・介護等への参画促進
 - ⑦ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

- 6 地域間交流等における男女共同参画の促進
 - ⑧ 地域間交流の促進

重点目標5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

〈現状と課題〉

「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO第156号条約)は、すべての労働者が性別にかかわらず、職業上の責任と育児や介護といった家庭責任を調和させ、人間らしく生きられる社会をめざしています。我が国は1995(平成7)年に同条約を批准し、その過程で育児・介護休業等に関する法律・制度の整備も進められてきました。

しかしながら、実際には育児・介護休業規程のない事業所があることや、制度があっても利用しにくいといった状況があることから、今後も法の趣旨の浸透と育児休業や介護休業を取得しやすい環境をつくる必要があります。

女性が男性とともに職場へ参画していくためには、家事・育児・介護といった家庭責任を男女がともに担わなければなりません。しかし、現実には、男性の家事時間はきわめて短く、家庭責任の多くを女性が担っている状況にあります。また、従来の「男は仕事、女は家庭」から、「男性は仕事、女性は仕事も家庭も」という新たな状況も生まれています。

男女一人ひとりの生き方が多様化する中で、男性も女性もともに家族としての責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが重要となっています。特に男性については、これまでの働き方を見直し、職場・家庭・地域のバランスのとれた生き方への支援が求められています。

また、ボランティアや環境保護、自治会などの生活に関わりの深い地域活動に男女がともに問題意識を持ち、積極的に参画することが強く求められています。

このため、男女がともに家事や育児・介護を分担できるよう労働時間を短縮する等、従来のライフスタイルを見直す必要があります。

少子高齢化が進み、家族形態が多様化している中、子どもを健やかに育てるためには、多様なニーズに対応した保育サービスを充実するとともに、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実が必要です。また、放課後、就労等で両親が留守になる家庭の小学校低学年児童の放課後対策の充実が必要です。

社会情勢の変化や価値観の多様化などに伴い、家庭のあり方も多様化し、離婚の増加等によりひとり親家庭が増えています。こうした家庭にあっては、経済的にも、子どもの養育、家族の健康面などにおいても不安定な立場に置かれがちです。これらの家庭が安心して暮らすことができるよう相談機能を強化するとともに、自立を支援する必要があります。

〈施策の方向〉

1 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備

- ① 男性を含めた多様な働き方の見直しの理解・普及の促進
- ② 育児・介護を行う労働者の継続就労支援
- ③ 男性の育児・介護休業取得のための環境整備

2 家庭生活における男性の参画の促進

- ④ 家庭生活における男性の参画促進
- ⑤ 労働時間の短縮

3 地域社会における男女共同参画の促進

- ⑥ 地域における男女共同参画の推進
- ⑦ 消費者活動への参画促進
- ⑧ P T A 活動への参画促進
- ⑨ 男女共同参画の自主的活動への支援
- ⑩ ボランティア活動への参画促進

4 子育て支援対策の充実

- ⑪ 子育てを支援する環境づくり
- ⑫ 多様な保育サービスの充実
- ⑬ 子育てに関する相談支援体制の整備
- ⑭ 児童健全育成の推進
- ⑮ こどもの豊かな心を育む環境づくり

5 ひとり親家庭の生活安定と自立の促進

- ⑯ 自立支援の促進
- ⑰ 相談援助体制の充実

重点目標6 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

〈現状と課題〉

高齢化の進展に伴って、本県では2010（平成22）年には県民の4人に1人が65歳以上になるものと予測されており、健康や生きがいなど高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

とりわけ高齢者の介護については、その負担が要介護者の家族、なかでも女性に集中することのないよう社会全体で支える必要があることから、2000（平成12）年4月に導入された介護保険制度も踏まえ、在宅生活支援施策や、要介護状態に陥らないための予防施策を一層充実させる必要があります。

豊かな高齢期を実現するためには、高齢者が社会の構成員として尊重されるとともに、自立して生活できる社会システムの確立が求められています。

このため、年金や住宅などの生活基盤の確保や生活環境の整備を図るとともに、社会参画や生涯学習などの機会を充実し、生きがいを持てる条件を整備することが必要です。

障害のある人は、社会参画や雇用機会を確保するという面でいまだに厳しい環境に置かれています。

障害のある人が、安心して生活するためには、その障害の程度や経済的な状況等に合わせた多様なサービスの提供と、自立を図るための雇用の機会の確保が必要です。その際、特に障害のある女性への配慮を重視することが大切です。

また、生活、就労、健康、教育、社会参画、結婚等の各種の相談に応じられるよう、相談援助体制の充実を図る必要があります。

〈施策の方向〉

1 高齢者に対する保健福祉の整備

- ① 高齢者保健福祉の推進
- ② 介護保険制度の安定した運営
- ③ 保健福祉マンパワーの養成・確保対策の促進
- ④ 在宅生活支援施策等の充実

2 高齢者の生活安定と自立の促進

- ⑤ 高齢者等の特性に配慮したまちづくり
- ⑥ 生活基盤の確保
- ⑦ 相談援助体制の充実

3 高齢者の社会参加の促進

- ⑧ 学習機会の充実
- ⑨ 高齢者の社会参加活動の促進
- ⑩ 高齢者のスポーツ活動等の支援

4 障害のある人の生活安定と自立の促進

- ⑪ 自立援助の促進
- ⑫ 在宅福祉サービスの充実
- ⑬ 地域生活の支援
- ⑭ 相談援助体制の充実

重点目標7 青森県男女共同参画センターの充実

〈現状と課題〉

男女共同参画社会の実現に向け、県では、労働・福祉・教育等、県行政のあらゆる分野にわたって、諸施策を推進してきましたが、女性の人権確立や実質的な男女共同参画の促進をはばむ要因は、依然として残されています。

そのため、問題解決に取り組む総合的・専門的機関の設置が望まれ、2001（平成13）年6月に、青森県の男女共同参画推進の拠点施設として「青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおもり）」を開館し、情報提供や啓発・学習、相談、調査・研究等の事業を体系的・総合的に推進してきました。

2006（平成18）年4月からは、指定管理者制度を導入し、民間へその管理運営を委託していますが、今後も、センターの機能の充実を図るとともに、地域の取組とも連携しながら幅広い事業を展開することが求められます。

また、センター事業推進の中から得た成果や課題については、新たな施策に反映させるよう努める必要があります。

〈施策の方向〉

1 情報提供、啓発・学習等の機能の充実

- ① 情報機能の充実
- ② 交流機能の充実
- ③ 自主活動支援機能の充実
- ④ 啓発・学習機能の充実
- ⑤ 相談機能の充実
- ⑥ 文化活動機能の充実

2 県民参加による事業の推進

- ⑦ 県民参加による事業推進

3 市町村や国、各都道府県の女性センターなどの関係機関との連携

- ⑧ 市町村や国、各都道府県の女性センター等との連携

基本目標Ⅲ 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は、女性の人権を直接に侵害するものであり、被害女性に深刻な影響を与え、平和な社会を脅かすものです。女性への暴力の実態把握に努め、被害者に対する救済・支援体制を整備・充実し、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりを進めます。

メディアが発信する情報は、人々の意識や行動に大きな影響を与えます。様々なメディアを通して男女共同参画の視点に立った幅広い情報を提供するとともに、一部のメディアにみられる性差別につながる表現や情報を改善するなど、メディアにおける男女共同参画を推進します。

男女が、互いの身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境の整備を進めます。そのため、女性が持つ妊娠・出産機能にかかわる健康上の問題に適切な配慮を行うとともに、妊娠・出産に関しては、女性の意思が十分に尊重されるべきとの考え方を普及・定着させるよう努めます。

重点目標8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

〈現状と課題〉

暴力は、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力に対して早急に対応する必要があります。

女性に対する暴力とは、女性に対して身体的・性的・心理的な危害又は苦痛をもたらす行為、あるいはそうなる恐れのある行為等であり、それが公的生活で起こるか私的生活で起こるかは問いません。性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレンス^{*}、セクシュアル・ハラスメントなど非常に広い範囲の暴力を含みます。

女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、自信を失わせ、人間としての尊厳を傷つけ、最も深いところで女性の生き方の自由を奪う、最悪の人権侵害といえます。

また、女性に対する暴力は、被害が潜在化しやすく、個人的問題とみなされがちですが、決して個人的な問題ではなく、社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係などの構造的な問題に根ざす社会問題であり、社会全体で対応していくことが不可欠です。

近年、配偶者暴力防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第81号）」）をはじめ、女性に対する暴力への法・制度上の対応が進んでいますが、依然として多くの暴力が潜在化しているとともに、被害者に対する救済・支援体制も十分ではありません。

女性に対するあらゆる暴力を許さないという社会的な認識を徹底させるとともに、被害者に対する救済・支援体制を整備・充実することが必要です。

ドメスティック・バイオレンス Domestic violence

パートナーからの暴力をいう。広義では女性、子ども、高齢者、障害者など家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的なニーズの剥奪、性的虐待」を指す。単に殴る、蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、無視する、行動を制限するなど心理的に苦痛を与えることも含まれます。

〈施策の方向〉

1 女性に対する暴力の根絶のための環境づくり

- ① 女性に対する暴力の実態把握
- ② 女性に対する暴力についての社会的認識の徹底
- ③ 有害環境の浄化対策の推進
- ④ 関係機関の連携強化

2 被害者の救済と支援

- ⑤ 相談・支援体制の充実・強化
- ⑥ 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」（DV基本計画）に基づく施策の実施

重点目標9 メディアにおける男女共同参画の推進

〈現状と課題〉

情報通信の高度化が進む中、メディアによってもたらされる情報が、人々の意識や行動に及ぼす影響はますます大きくなっています。

様々なメディアを通して、男女共同参画の視点に立った幅広い情報を提供・発信することによって、より多くの人々に男女共同参画社会についての理解を促し意識を高めることが期待できます。

しかし、依然として一部のメディアには、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や女性の性的側面を強調したり、女性に対する暴力を無批判に扱った情報などが多くみられます。表現の自由は認められるべきですが、その一方で表現される側の人権や、性・暴力表現や不快な表現に接しない自由も尊重されなければなりません。

メディアにおける人権尊重を進めるためにも、メディアの中の男女共同参画を進める必要があります。メディアで働く女性を増やし、特に方針決定過程に女性を登用することによって、性差別につながる表現や情報を見直し・改善するとともに、男女共同参画社会の実現に寄与するような情報発信に努めることが必要です。

一方、高度情報通信社会においては、個々人が情報を主体的に読み解き自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を養うことが不可欠であり、そのための支援を行う必要があります。

また、県をはじめとする公的機関が、発行、制作する刊行物、広報媒体等についても、県が策定したガイドラインを周知・浸透させ、性差別につながらない表現・情報提供に努めることが必要です。

〈施策の方向〉

1 メディアを活用した男女共同参画の推進

① メディアへの働きかけ

2 行政が作成する広報・刊行物等における性差別につながらない表現の促進

② 県が作成したガイドラインの周知・活用

重点目標 10 生涯を通じた男女の健康支援

〈現状と課題〉

男女共同参画を推進するにあたっては、女性と男性が、互いの身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境を整えることが必要です。

特に女性の身体には、妊娠・出産のための仕組みが備わっているため、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。妊娠・出産に関しては女性の意思が十分に尊重されなければならないという考え方を社会に広め定着させるとともに、避妊や妊娠、不妊などに関する正しい知識や情報の提供、普及に努めることが必要です。そして安心・安全に妊娠・出産できるように保健・医療体制を充実するとともに、思春期や更年期の健康に対する支援体制を整備することが必要です。

これまでの医療は、妊娠・出産に関すること以外ほとんど性差を考慮することなく、男性の医師が、男性の症例研究を女性に当てはめて診断・治療するといういわば男性中心の医療が行われてきたため、多くの女性が適切な対応を受けることができませんでした。女性の生涯を通じた健康支援を行うためには、性差に応じた的確な医療である性差医療^{*}を推進し、普及させることが必要です。

男性は、女性に比べて平均寿命が短く、飲酒や喫煙などによる健康障害が多くみられます。また、毎年3万人を超える自殺者の70%以上を男性が占め、しかも中高年男性の自殺の増加が目立っています。これらは、競争社会の中で強いストレスにさらされながら仕事中心の生き方を強いられている男性が抱える健康問題として早急に対応する必要があります。

性差医療

1990年代にアメリカで生まれた考え方で、男女の体の違いに注目した医療を行うというもの。これまでの医療は、産科や婦人科を除いて、基本的には男女は同じとして発展してきたが、近年になり、同じ病気で症状が違ったり、治療の方法や効果に違いがあるということが分かってきたため、その研究結果に基づいて医療を行うというもの。

〈施策の方向〉

1 生涯を通じた女性の健康支援

- ① 女性の健康教育と相談支援の充実
- ② 健康診査等予防対策の充実
- ③ スポーツ活動の推進
- ④ 女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進
- ⑤ 性差医療の推進

2 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

- ⑥ 周産期医療体制の整備及び母子保健医療の充実

3 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]（性と生殖に関する健康と権利）」の普及

- ⑦ 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の普及
- ⑧ 性に関する教育・啓発・相談の推進

4 男性の健康問題への対応

- ⑨ 男性が抱える健康問題への対応

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ Reproductive health/rights

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されることをいいます。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で、満足のいく性関係、安全な妊娠、出産、子どもが生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題点等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

「国際婦人年」を契機に、女子差別撤廃条約の批准や男女雇用機会均等法の制定など、男女平等の視点に立った法律や制度は整備されてきています。

しかしながら「男らしさ、女らしさ」といった、ジェンダー（社会的性別）*に基づく偏見や固定的な性別役割分担意識は、職場・家庭・地域のあらゆる場面に根強く残っています。

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮することができるよう、ジェンダーに敏感な視点に立って社会制度や慣行の見直しを進めます。

また、男女平等についての価値観や意識は幼児期からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されます。ジェンダーに敏感な視点で、人権尊重と男女平等を推進する教育に取り組みます。

ジェンダー Gender 「社会的性別」

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

*ジェンダーの視点

「社会的性別」（ジェンダー）が、性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであるということ意識していこうとすること。

重点目標 11 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

〈現状と課題〉

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、これまでの社会制度や慣行を見直すとともに意識を改革することが必要です。

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識は、女性や男性の行動を制限し、とりわけ女性が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の障害となっています。

県が行った意識調査によれば、性別役割分担意識は、女性や若年層を中心に徐々に薄れつつあるものの、一方では職場や家庭・地域及び社会制度や慣行において「男性が優遇されている」と感じる人が多数を占めており、依然として男女の不平等感が根強くみられます。今後とも、職場・家庭・地域等あらゆる場において、固定的な性別役割分担意識や性差別につながるジェンダーに基づく制度や慣行について、広くその見直しを呼びかけ社会的な合意を図っていく必要があります。

県民や事業者に対して、男女共同参画及びジェンダーについての正しい理解を促すとともに、「男女共同参画社会基本法」はじめ「青森県男女共同参画推進条例」や本計画等の法令や施策についての

周知を図るために、わかりやすい広報や普及活動を工夫することが必要です。特に男性にとっての男女共同参画の意義や責任についての理解を促すような働きかけが必要です。

男女共同参画社会形成のための基礎的資料を整備するために、男女共同参画に関する県民意識調査や、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計情報の収集・整備・提供等を、定期的を実施することが必要です。

〈施策の方向〉

1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

- ① 職場・家庭・地域等における制度・慣行の見直し

2 理解促進活動の充実・強化

- ② あらゆる媒体を通じた理解促進活動の実施
- ③ 多様な機会を通じた理解促進活動の推進

3 法律、制度の理解促進及び相談の充実

- ④ 法律、制度の理解促進及び相談の充実
- ⑤ 県職員の理解促進
- ⑥ 企業・団体等への理解活動促進
- ⑦ 各種団体との連携による理解促進活動の実施

4 意識調査・実態調査の実施

- ⑧ 男女共同参画に関する情報の定期的な収集、整備、提供

重点目標 12 多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実

〈現状と課題〉

人間の意識や価値観は、幼児期から家庭・学校・地域社会の中で形成されます。人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要です。

教育は、社会の中で男女平等の考えが最も進んだ分野といわれています。1994（平成6）年度までに中学校・高等学校の家庭科が男女必修となったことや、1998（平成10）年度から県立高等学校の男女定員枠が撤廃されたことにより、学校教育における男女平等は一層進みました。また、女性の高等教育への進学については、男性に比べ短期大学への偏りが見られるものの、年々4年制大学への進学率が向上し、専攻する学部、学科も多様化しつつあります。

しかし、学校における様々な教育活動の中では、「男らしく」「女らしく」など、無意識のうちにジェンダーに基づく教育が行われる場合があります。このため幼児教育の時期から、ジェンダーに敏感な視点に立ち、性別よりも個々の適性や能力を尊重した教育を進める必要があります。

また、家庭における親の意識や生活態度、地域社会にあるしきたりなどは、子どもの心や行動に大きな影響を及ぼします。「男の子だから…、女の子だから…」という性別に基づく固定化された意識を見直し、男女ともに個性を伸ばせるよう配慮が必要です。県では、親や地域リーダーなどを対象にし、男女共同参画に関する学習機会の提供に努めています。今後は、男性の参加促進を図るなど学習機会の工夫・拡大が必要です。

〈施策の方向〉

1 行政関係職員等の研修機会の充実

- ① 県における研修機会の充実
- ② 市町村における学習機会の充実への働きかけ

2 男性を対象とした学習機会の提供の充実

- ③ 男性を対象とした学習機会の提供の充実

3 保育や教育の場における男女平等の推進

- ④ 初等中等教育における男女平等の推進
- ⑤ 教職員研修の充実
- ⑥ 家庭科教育の推進
- ⑦ 進路指導の充実
- ⑧ 高等教育機関における男女平等教育

4 家庭や地域における男女平等の推進

- ⑨ 男女平等意識を育てる家庭教育の推進
- ⑩ 家庭教育に関する学習・相談機会の充実
- ⑪ 男女共同参画社会の形成をねらいとした学習機会の充実
- ⑫ 多様な学習機会の提供
- ⑬ 指導者の養成・確保

5 男女共同参画に関する生涯学習の推進

- ⑭ 生涯学習推進体制の整備
- ⑮ 生涯学習情報ネットワークの整備
- ⑯ 生涯学習フェアの開催

基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

政治・経済・文化など社会のあらゆる分野で地球規模化（グローバル化）が進む中で、国内・県内の男女共同参画社会の実現に向けた取組は一層緊密に関連し、共通の基盤を有するようになってきています。

世界の動向を踏まえ国際的な視野に立った男女共同参画社会の形成をめざします。

また男女共同参画社会にふさわしいライフスタイルや、消費・生産への転換により、近年、地球規模で進むオゾン層の破壊、地球温暖化などの環境問題解決に寄与します。

重点目標 13 国際交流・国際協力の推進

〈現状と課題〉

国及び本県における女性問題解決への取組は、1975（昭和50）年の国際婦人（女性）年以降、国連をはじめとする国際的取組に連動する形で進められてきました。

近年、政治・経済・文化など社会のあらゆる分野で、急速に地球規模化が進展する中で、本県における男女共同参画の推進においても、これまで以上に国際的視野に立った取組が必要になっています。

女子差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連する各種の条約や、「北京宣言及び行動綱領」などこれまでの世界女性会議における行動計画や行動綱領で示された女性の地位向上のための国際規範や基準・概念・取組の指針を本県の実情に合わせて取り入れるとともに、県民や事業者等に対して理解・普及を図ることが必要です。

また、本県在住の外国人との交流や県・市町村が行う様々な国際交流・国際協力事業を通じて、他の国々の女性問題や男女共同参画の推進について互いの理解を深めることが必要です。同時に、母国とは異なる文化や習慣に戸惑いや不安を感じ、孤立しがちな外国人女性に対して支援を行うことも必要です。

〈施策の方向〉

1 国際規範・国際基準の本県への取り入れ・普及

① 国際規範・国際基準の本県への取り入れ・啓発

2 女性問題に関する国際理解の推進

② 女性問題に関する国際理解の推進

③ 県内外国人との交流促進

3 国際的視野に立った女性リーダー等の育成

- ④ 国際交流の推進
- ⑤ 国際協力の推進

4 本県在住の外国人女性に対する支援

- ⑥ 県内在住の外国人女性への支援体制の整備

重点目標 14 地球環境保全活動の推進

〈現状と課題〉

私たちの豊かで便利な生活は、資源やエネルギーを大量消費するなど、地球環境に大きな負荷を与えてきました。このため、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球的な規模の問題が顕在化し、人類を含むあらゆる生命の生存基盤である地球環境の微妙なバランスが崩れつつあります。

このような地球環境問題に対して、1972（昭和47）年のストックホルムでの「国連人間環境会議」に端を発し、1992（平成4）年のリオ・デ・ジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で、人と国家の行動原則が採択されるなど、国際的な取組が推進されています。

地球環境保全のため、一人ひとりが、大量生産、大量消費、大量廃棄といった従来の経済活動のあり方やライフスタイルを見直し、地球環境問題解決への取組をさらに進める必要があります。

環境の分野においての男女共同参画を進めながら、地球環境問題の普及啓発のための環境教育や県民の意識の高揚、県民一人ひとりの環境保全活動への取組を促すための施策を推進します。

〈施策の方向〉

1 環境教育・学習の推進

- ① 環境教育・学習の推進

2 環境保全活動への支援

- ② 環境保全活動の支援

3 計画の体系図



第3章

計画の総合的な推進

男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するにあたっては、広範かつ多岐にわたる取組を総合的かつ効果的に推進することが重要です。そのためには、県では全庁的な推進体制の充実や適切な進行管理を行うとともに、市町村や民間団体、女性団体などの関係機関との連携を強化し、県民の理解と協力を得て取り組むことが必要です。

1 県の推進体制の充実

男女共同参画推進に関わる行政は、県政全般にわたる総合行政としての性格を有し、多岐にわたる関連施策の調整が必要なことから、男女共同参画の視点に立って、それら諸施策を確実に実行する強力な推進体制が必要です。

(1) 庁内の推進体制の充実

庁内推進組織である知事を本部長とした「青森県男女共同参画推進本部」を充実し、各種施策の円滑かつ効果的な推進と進行管理に努めます。

(2) 施策の策定等にあたっての配慮

男女共同参画社会の形成に対して及ぼす影響に配慮し、行政に携わる職員が男女共同参画の視点に立った施策立案や事業推進を行うよう、意識の啓発に努めます。

(3) 企画立案の充実

庁内関係課との連携を図りながら、男女共同参画の現状や問題点把握、調査・研究を行い、その結果を公表し、施策の企画立案に努めます。

(4) 青森県男女共同参画センターの機能・事業の充実

指定管理者制度導入後も、青森県男女共同参画センターは、青森県の男女共同参画の活動の中核・拠点として、関連する情報収集と発信、研修、相談等の機能の充実と幅広い事業の展開に努めます。

(5) 男女共同参画に関する苦情・意見等への対応

青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、青森県が実施している男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を与えると認められる施策に関する苦情・意見等について、青少年・男女共同参画課が窓口となり、青森県男女共同参画審議会の苦情等部会及び関係機関と連携しながら迅速かつ適切に処理します。

(6) 青森県男女共同参画審議会の機能の充実

計画の推進にあたっては、「青森県男女共同参画審議会」において、男女共同参画の推進に関する重要事項の調査・審議に関して必要な専門部会等を設置するなど、その機能を最大限に発揮するよう努めます。その際、県民の幅広い意見が審議会に反映されるよう努めます。

また、審議会において、毎年度の事業計画・進行管理の内容について、関係部署とともに検討・協議を行います。

2 市町村との連携強化

市町村は、男女共同参画社会基本法第9条で、県と同じく、区域の特性に応じた施策を策定・実施することが求められています。また、同法第14条第3項では、国の基本計画及び県の計画を勘案して、市町村の男女共同参画計画を定めるよう努める義務があるとされています。

男女共同参画社会の実現を推進するためには、住民にとって最も身近な存在であり、重要な役割を果たすべき市町村との連携を強化するとともに、地域の実情を踏まえた市町村の取組について積極的に支援していきます。

(1) 市町村の推進体制等の整備の支援

市町村における男女共同参画行政が総合的、積極的に推進されるよう、次の取組を支援します。

- ① 男女共同参画施策を総合的に展開し、事業を着実に推進するため、基本計画等の策定を支援します。
- ② 男女共同参画施策の担当課が住民に周知され、行政内部の総合調整機能を果たす窓口を設けるよう支援します。
- ③ 教育・労働・福祉など各部門にまたがる男女共同参画政策を効率的に進めるため、行政内部の関係課で構成する推進体制を設置するよう支援します。
- ④ 男女共同参画施策に住民代表や有識者の意見を反映させるための取組を支援します。

(2) 市町村への情報提供等の充実

市町村に対して「市町村男女共同参画行政推進マニュアル」、「青森県男女共同参画白書」（「青森県の男女共同参画の現状と施策」）、「市町村男女共同参画行政関係施策推進状況」等により情報を提供するとともに、「市町村男女共同参画行政主管課長会議」等における男女共同参画に関する研修の実施や情報交換の場の拡充を図ります。

3 国、都道府県との連携

国や他の都道府県、特に北東北3県との情報交換や連携を密にして、青森県の男女共同参画施策の推進を図ります。

4 関係機関、民間団体、企業等との連携

(1) 関係機関との連携

男女共同参画社会の実現をめざすために、関係機関、民間団体、企業等がそれぞれの立場で積極的に取り組むことが必要であることから、関係機関、民間団体、企業等との連携・協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けた、各種情報・資料の提供、意見交換などの支援に努め、ネットワークづくりを促進します。

特に青森県男女共同参画推進条例第5条では、事業者は事業活動を行うにあたり、男女共同参画の推進と県の男女共同参画施策への協力に努める責務があるとされており、この計画が、事業者の取組のよりどころとなることを期待します。

(2) 青森県男女共同参画推進協議会との連携

男女共同参画社会の実現をめざして活動する県民運動の推進母体である「青森県男女共同参画推進協議会」と連携し、県民と一体となった事業を展開します。

5 県民への期待

男女共同参画社会基本法第10条では、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めることが国民の責務とされています。また、本県の条例第6条でも、男女共同参画の推進に寄与するよう努めることが県民の責務とされています。

県民一人ひとりが、計画のめざす男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向け家庭や職場・地域などあらゆる場を通して、主体的・積極的に取り組むことを期待します。

6 計画の進行管理

基本計画に基づく具体的施策及び事業計画を策定し、施策の推進状況を検証するとともに、男女共同参画の現状についての把握・分析を行い、それらを公表し、施策の進行管理に努めます。

附 属 資 料

- 1 青森県男女共同参画推進条例
- 2 青森県附属機関に関する条例（抜粋）
- 3 青森県男女共同参画審議会委員名簿
- 4 青森県男女共同参画推進本部設置要綱
- 5 男女共同参画社会基本法
- 6 あおもり男女共同参画プラン21 策定及び見直し経過
- 7 男女共同参画の推進に関する年表

1 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日
青森県条例第50号

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第三条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
 - 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第十二条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第十三条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 青森県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和36年1月5日
青森県条例第14号

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

（条例で設置する附属機関の組織等）

第2条 県に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（法令で設置された附属機関の組織等）

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関（次項に規定するものを除く。）の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

（第2項省略）

（会長等）

第4条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

（委員の任命等）

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第1及び別表第2の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）、青森県介護保険審査会、青森県土地利用審査会（以下「土地利用審査会」という。）、青森県都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）、青森県開発審査会及び青森県建築審査会の会議は、必要に応じて会長（社会福祉審議会にあつては、委員長）が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議（以下「防災会議」という。）及び青森県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の会議を除くほか、会議は、委員等（青森県交通安全対策会議（以下「交通安全対策会議」という。）の会議の場合は委員及び議事に関係のある特別委員、青森県消費生活審議会（以下「消費生活審議会」という。）、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会（以下「国土利用計画審議会」という。）及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関係のある臨時委員。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議（防災会議及び防災本部の会議を除く。）の議決は、出席した委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条第6項及び第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもつて決する。

5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(青森県男女共同参画審議会の部会)

第8条 青森県男女共同参画審議会に、青森県男女共同参画推進条例(平成13年7月青森県条例第50号)第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項を調査審議するため、苦情等部会を置く。

2 苦情等部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、3人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、1人とする。

3 苦情等部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 前項の部会長は、苦情等部会の事務を掌理する。

5 第3項の部会長に事故があるときは、苦情等部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 苦情等部会の議決は、これをもつて青森県男女共同参画審議会の議決とする。

(部会等)

第26条 法令に別に定めのあるもの及び第7条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

別表第1

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県男女共同参画審議会	青森県男女共同参画推進条例第8条第3項の規定によりその権限に属させられた事項、同条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	15人以内。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。	2年	委員の互選

3 青森県男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 18 年 1 月 31 日～平成 20 年 1 月 30 日

氏 名	役 職 等	備 考
いわや なおこ 岩 谷 直 子	弁護士	
うち うみ たかし 内 海 隆	八戸大学学長補佐・八戸短期大学学長補佐	副会長 苦情等部会委員
うち た のり 内 田 則	(社福) みちのく福祉会理事長	
えび な けいこ 蛸 名 桂 子	公募 (あおもり女性大学 5 期生)	
えび な のり ゆき 海老名 徳 雪	日本放送協会青森放送局長	
お の しゅん いつ 小 野 俊 逸	青森県町村会会長 (中泊町長)	
くま くら すみこ 熊 倉 澄 子	青森労働局雇用均等室長	
さい とう かずこ 齋 藤 和 子	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室長 (むつ保健所長兼務)	
さ さ き とし あき 佐々木 敏 昭	日本労働組合総連合会青森県連合会 組織部長	
さ とう けいこ 佐 藤 恵 子	青森県立保健大学助教授 (女性学)	会長 苦情等部会会長
さ とう ひろ あき 佐 藤 紘 昭	青森県高等学校長協会会長 (青森県立青森高等学校長)	
さ とう まさ かつ 佐 藤 正 勝	(社) 青森県経営者協会専務理事	苦情等部会委員
つつ い ゆきこ 筒 井 由紀子	公募 (あおもり女性大学 7 期生)	
なり た ひろこ 成 田 宏 子	青森県男女共同参画推進協議会会長	
み かみ はるこ 三 上 晴 子	ViC ウーマン	

4 青森県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、青森県男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関する施策に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事及び出納長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。

(推進会議)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に推進会議を置く。

- 2 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。
- 3 議長は環境生活部長をもって充て、副議長は青少年・男女共同参画課に係る事務を整理する環境生活部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、推進会議を総括する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、議長がこれを主宰する。
- 8 議長は、必要に応じて関係者に推進会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、青少年・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

別表第1(第3条関係)

中南地域県民局長
三八地域県民局長
下北地域県民局長
総務部長
行政改革・危機管理監
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
エネルギー総合対策局長
教育長
警察本部長

別表第2(第5条関係)

財政課長
人事課長
行政経営推進室長
政策調整課長
企画課長
県民生活文化課長
青少年・男女共同参画課長
健康福祉政策課長
こどもみらい課長
商工政策課長
労政・能力開発課長
観光企画課長
農林水産政策課長
農産園芸課長
監理課長
公営企業課長
経理課長
教育庁教育政策課長
教育庁生涯学習課長
警察本部政策教養課長

5 男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号
平成11年6月23日公布

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するための必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換をその他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議はその所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第29条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

6 あおもり男女共同参画プラン21 策定及び見直し経過

1997 (平成 9)	9. 5 ~ 10.9	青森県男女共同参画に関する意識調査
1998 (平成 10)	6. 4	青森県女性行政推進連絡会議
	7.23	女性政策懇話会 第1回全体会
	7.30	女性政策懇話会会長・部会長・副部会長会議
	7.30	庁内各部主幹課打合会議
	7.30	青森県女性行政推進連絡会議
	11. 6	女性政策懇話会 第2回全体会
	11. 6	女性政策懇話会専門部会 第1回第1部会
	11. 6	女性政策懇話会専門部会 第1回第2部会
	11. 6	女性政策懇話会専門部会 第1回第3部会
	12.17	女性政策懇話会専門部会 第2回第2部会
	12.17	女性政策懇話会専門部会 第2回第1部会
1999 (平成 11)	1.13	女性政策懇話会専門部会 第2回第3部会
	2. 1 ~ 2.28	県政アクセスネットによるアンケート実施
	2. 8	女性政策懇話会専門部会 第2部部会長・副部会長会議
	2. 9	女性政策懇話会専門部会 第1部部会長・副部会長会議
	2.16	女性政策懇話会専門部会 第3部部会長・副部会長会議
	2.21	青い森の県民ワークショップ実施
	2.26	女性政策懇話会 第3回全体会
	3. 7 ~ 3.19	市町村及び女性団体にアンケート実施
	3.10	女性政策懇話会会長・部会長・副部会長会議
	3.15	女性政策懇話会から「あおもり男女共同参画プラン21」に対する意見提出
	6.30	青森県女性行政推進連絡会議
	7.28	女性政策懇話会 第4回全体会
	12. 1	「あおもり男女共同参画プラン21」庁議決定
2000 (平成 12)	1.	「あおもり男女共同参画プラン21」策定
	3.	「あおもり男女共同参画プラン21」初版発行
2001 (平成 13)	7. 4	青森県男女共同参画推進条例公布・施行
	11.26	青森県男女共同参画審議会 第1回全体会 法定計画への位置づけについて諮問
	12.26	青森県男女共同参画審議会 第1回基本計画検討専門部会
2002 (平成 14)	1.24	青森県男女共同参画審議会 第2回基本計画検討専門部会
	2.22	青森県男女共同参画審議会 第2回全体会
	3. 8	青森県男女共同参画審議会から答申提出
	4. 1 ~ 4.30	パブリックコメントの実施、市町村及び関係団体からの意見聴取
	6. 3	「あおもり男女共同参画プラン21 (改訂版)」庁議決定
2003 (平成 15)	8.17 ~ 9.1	青森県男女共同参画に関する意識調査
2006 (平成 18)	5.31	青森県男女共同参画審議会 第11回全体会 改定の基本的考え方について諮問

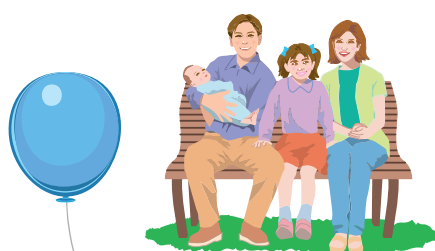
6.23	青森県男女共同参画審議会	第1回基本計画検討専門部会
7.17	青森県男女共同参画審議会	第2回基本計画検討専門部会
8.10	青森県男女共同参画審議会	第3回基本計画検討専門部会
8.25	青森県男女共同参画審議会	第12回全体会 改定の基本的考え方について中間報告
9.22～10.21	パブリックコメントの実施、	市町村からの意見聴取
11. 1	青森県男女共同参画審議会	第4回基本計画検討専門部会
12.13	青森県男女共同参画審議会	第13回全体会 改定の基本的考え方について答申
12.25	青森県男女共同参画推進会議	
2007(平成19) 3. 5	「新あおもり男女共同参画プラン21」	青森県男女共同参画推進本部決定

7 男女共同参画の推進に関する年表

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1975 (昭50)	「国際婦人年」 (目標: 平等、開発、平和) 「国際婦人年世界会議」開催(於: メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	総理府に婦人問題企画推進本部を 設置 総理府婦人問題担当室が業務開始	
1976～ 1985	国連婦人の十年 (目標: 平等、発展、平和)		
1977 (昭52)		「国内行動計画」策定 国際婦人教育会館オープン	4月 婦人行政の窓口を生活福祉 部児童家庭課に決定
1979 (昭54)	「女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約」採択(第34 回総会)	「国内行動計画前期重点目標」策定	5月 「青森県婦人問題対策推進委 員会」設置
1980 (昭55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 開催(於: コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログ ラム」採択 「女子差別撤廃条約」に日本を含む 65カ国署名、4カ国批准 「女子差別撤廃条約」発効		4月 婦人行政の総合調整窓口と して企画部に青少年婦人室を設置 5月 「青森県婦人行動計画」策定 6月 「青森県婦人問題行政連絡会 議」設置
1981 (昭56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	4月 青少年婦人室が企画部から 生活福祉部に移管 6月 「青森県婦人行動計画推進計 画」策定
1985 (昭60)	「国連婦人の十年」世界会議開催 (於: ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地 位向上のための将来戦略」(通称「ナ イロビ将来戦略」)採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布(昭 61.4.1 施行) 「女子差別撤廃条約」批准	7月 「国連婦人の十年」世界会議 NGO フォーラムに県内の女性2名 を派遣
1986 (昭61)		婦人問題企画推進本部拡充: 構成 を全省庁に拡大し、任務も拡充	3月 青森県婦人問題対策推進委 員会が「青森県の婦人対策に関す る提言」を知事に提出 12月 「青森県長期総合プラン」 に重点施策として婦人政策が位置 づけられる。
1987 (昭62)		「西暦2000年に向けての新国内行 動計画」策定	
1989 (平元)		学習指導要領の改訂(高等学校家 庭科の男女共修等)	7月 「新青森県婦人行動計画」策定
1990 (平2)	国連経済社会理事会「ナイロビ将 来戦略に関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平3)		「西暦2000年に向けての新国内行 動計画(第一次改定)」策定 「育児休業法」公布	
1993 (平5)		第4回世界婦人会議日本国内委員 会設置	4月 青少年婦人室から青少年女性 課へ改組

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1994 (平 6)	「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議開催（於：ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際人口・開発会議「カイロ宣言」採択（リプロダクティブ・ヘルス/ライツを提起）	男女共同参画室、男女共同参画審議会設置、男女共同参画推進本部設置（婦人問題企画推進本部を改組）	
1995 (平 7)	「第 4 回世界女性会議」開催（於：北京、目標：平等、開発、平和のための行動） 「北京宣言及び行動綱領」採択（190 カ国、約 17000 人参加）	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ILO156 号条約（家族的責任条約）批准	9 月 第 4 回世界女性会議 NGO フォーラムに県内女性 10 名を派遣
1996 (平 8)	北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリー強化に関する地域会議（於：ソウル）	男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	4 月 青少年女性課から女性政策課へ改組 「青森県婦人問題行政連絡会議」を「女性行政推進連絡会議」に改正 7 月 「青森県婦人問題対策推進委員会」を「女性政策懇話会」に改正
1997 (平 9)		男女共同参画審議会法令設置 「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」公布 「介護保険法」公布	2 月 「新青森県長期総合プラン」策定。男女共同参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置づけられる。
1998 (平 10)		男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申	
1999 (平 11)		改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法施行、 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行（女性の参画の促進を規定） 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
2000 (平 12)	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（於：ニューヨーク）	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定	1 月 「あおり男女共同参画プラン 21」策定 4 月 女性政策課から男女共同参画課へ改組 「男女共同参画懇話会」に改正 「青森県女性行政推進連絡会議」を「男女共同参画推進連絡会議」に改正
2001 (平 13)		「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、一部施行	6 月 「青森県男女共同参画センター」開館 7 月 「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行 9 月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立 11 月 「青森県男女共同参画審議会」設置

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2002 (平 14)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	4月 男女共同参画課から青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）へ改組 6月 「あおり男女共同参画プラン21改訂版」策定
2003 (平 15)	国連女子差別撤廃委員会第29会期において日本の第4・5回実施状況報告が審議	「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 「少子化社会対策基本法」公布	8月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施 10月 「青森県男女共同参画推進本部」設置
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行	12月 県の新たな基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が「5つの社会を実現するための仕組みづくり」に位置づけられる。
2005 (平 17)	第49回国際婦人の地位委員会、通称「北京・10」を開催（於：ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定
2006 (平 18)		男女雇用機会均等法、労働基準法改正	4月 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始 「青森県男女共同参画センター」に指定管理者制度導入 6月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更
2007 (平 19)			3月 「あおり男女共同参画プラン21」を「新あおり男女共同参画プラン21」に改定



新あおもり男女共同参画プラン21

平成19年3月

発行 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課
〒030-8570 青森市長島1-1-1

E-mail seishonen@pref.aomori.lg.jp
TEL 017-734-9228 FAX 017-734-8050

ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/sankaku>